

國學院大學学術情報リポジトリ

多様性をめぐる諸問題と共存社会：
生物多様性条約会議(COP10、名古屋)の意義と課題
の考察から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古沢, 広祐 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002306

多様性をめぐる諸問題と共存社会

～生物多様性条約会議（COP10、名古屋）の意義と課題の考察から～

古 沢 広 祐

はじめに

今日の人類が直面している地球環境問題として、大規模な気候変動（地球温暖化）とともに生物多様性の急速な喪失がある。いずれも深刻な問題であるが、人々の関心事としては実感が伴いやすい温暖化問題に比較して、生物多様性の問題はあまり注目されてこなかった。しかし人類の大繁栄の陰で、20世紀、21世紀は、かつてない規模で地球上の生物種が大量絶滅する時代となっており、まさしく地球史に記録される大事件が進行中なのである。事態の進行は、いわば加速度的に進んでおり、破局をまぬがれるための対応が待ったなしで求められている。

1992年の地球サミット（国連環境開発会議）において、人類は2つの国際環境条約を成立（調印）させた。それはその後、紆余曲折を経ながらその骨格とともに徐々に骨組みが形づくられつつある。これら、双子の条約と呼ばれる「気候変動枠組み条約」（以下、気候条約）、「生物多様性条約」（以下、多様性条約）は、大枠の基本方針を定めた枠組み条約であり、実行部分は議定書という形で具体的により詳細な内容が定められる手続きとなっている。

2010年10月、名古屋で開催された多様性条約の第10回締約国条約会議（COP10）で定められた名古屋議定書は、もう一つの気候条約で定められた京都議定書（1997年）とともに並ぶ存在となった。その意味では、地球環境問題に関する2つの国際枠組みの実効性を産み出す骨組み（議定書）が、日本において成立した意義は大きい。世界に日本の固有名詞を冠した議定書を送りだした責任は重く、その名前に恥じない内実をどこまで実現できるか、真

の意味での国際貢献が今後とも問われることになる。

ここで多少補足しておく、多様性条約における特定分野の議定書としては、すでに遺伝子組み換え生物の輸出入の規制に関して「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」ができていた（2000年採択）。それに関しても今回はその



写真1 COP10全体会議の風景

内実を強化するものとして、名古屋会議（MOP5）において補足議定書（遺伝子組み換え生物が生態系に被害を与えた場合の補償ルール「名古屋・クアラルンプール補足議定書」）が定められ、規制内容は徐々に強化されつつある。

本稿では、多様性条約に関する細かい内容の検討には踏み込まずに、環境の世紀と呼ばれる21世紀の国際社会の動向について、多様性条約と気候条約の差異にふれつつ大きな時代状況を踏まえた考察と分析をおこなう。

I. COP10（名古屋会議）の動向をどうとらえるか

（1）何故、COP15が失敗（不採択）し、COP10が成功（採択）したか？

深刻化する南北間の対立のなかで、危ぶまれた生物多様性をめぐるCOP10会合は、愛知ターゲット、名古屋議定書を採択して幕を閉じた（写真1）。議長の高橋環境相は、積んでは崩される積み木を何とか重ねる思いを胸にして最終日をむかえたという。その最終日、多数の持ちこし案件の議事のスピードはおそく、時間延長が続いて焦燥感が徐々につのるなかで、やっと深夜の午前1時半に名古屋議定書となる案件が採択された。重要案件の採択に、会場から拍手がわき上がり、そして午前3時、すべての案件を終了させてCOP10は終了した。

とくに南北対立の争点だった遺伝資源の利用（アクセス）と利益配分（ABS：Access and Benefit-Sharing）に関わるルール作りの合意（名古屋議定書）に関

し、中南米などの一部諸国はぎりぎりまで主張を繰り広げたが、最終的に内容に不満を述べた事柄を記録に残すことを条件に、全員一致の採択（国連議決の原則）を邪魔しないと発言したことで、何とか採択が実現したのだった。

延長が続く夜の会議場を後にして、ネットでの実況を見守ったのだが、正直のところホット胸をなで下ろした。その時に思い浮かんだのは、昨年（2009年）のCOP15（気候変動枠組み条約第15回締約国会議）が失敗（不採択）し、COP10が成功（採択）した理由は何だろうという疑問だった。一年前のコペンハーゲン会合（気候変動枠組み条約第15回締約国会議：COP15）に現地入りし、そこでも最終日の翌日まで延長戦が続き、そして最終局面での採択断念の場面が記憶によみがえったからだ。COP15では本会議場から閉め出され、ネット中継のみだったが、南北間対立の状況はCOP10と類似した様相を呈していた。（詳細は、拙稿「共存社会の課題と展望～COP15気候変動会議とその後の世界を考える」、本誌『研究紀要』第4号、2010年、参照）。

COP10での合意と採択は、様々な妥協とともに、資金・援助の積み増しが功を奏して、何とか取りまとめに成功したというのがマスコミの一般的解釈のようだ。だが、それはCOP15でも同様であり、資金・援助の積み増し状況の規模は、COP10においては、COP15の時より一桁も少なかったのである。COP10では、3年間で20億ドルの支援（菅首相）が提示された程度だったのに対して、COP15では2010～12年まで300億ドル、2020年までに毎年1000億ドルという巨額の資金提供が打ち出されたのだった。

何がこの大きな違いを生んだのだろうか。それは、つまるところ基本的には2つの条約の成り立ち方の大きな差異からくるものと考えられる。気候条約は、排出抑制を達成目標におく、規制と制約を基本とした枠組み形成である。規制と制約を押しつける、ないしは枠のはめ合いという性格が全面に出ている条約である。とくに途上国や新興国は、経済発展の制約となる温室効果ガス排出抑制の新規の枠組み（ポスト京都）に対する抵抗は大きかった。

それに対して、多様性条約は、「保全」とともに「利用と利益配分」の枠組みの形成を基本においたものである。とくに名古屋議定書は、医薬品など遺伝資源利用による利益を原産国（先住民を含む）に配分（還元）する取り決め

事である。いわば、失うものの取り決め事（気候条約）と、得るものの取り決め事（多様性条約）という性格の違いが、歩み寄りの距離感に大きな違いをもたらしたといつてよからう。

（2）多様性条約に投影された途上国や先住民の思いとは？

そうはいうものの、実際には名古屋議定書自体は、すでに8年越しで利益配分のルール作りが持ち越されてきたものであり、今回で決着が付くかどうかは微妙な状況であった。そこには、たんなる利益配分以上の意味があり、大きな思い入れが込められていたと考えられる。途上国サイドとしては、植民地時代から収奪されてきたという被害者意識を背景に、持ち去られ失ってきたものの存在の大きさを再認識する目覚めの契機となっていたからである。アフリカ諸国が、利益配分の対象を植民地時代までさかのぼるべきだと強く主張したことにそれは現れていた（議定書では主張は盛り込まれなかった）。

先住民サイドからも、多様性条約には深い思いが込められていた。自然に依拠した生活として先住民が長年引き継いできた伝統的知識や知恵は、かつては無意味な捨て去るべき対象におとしめられてきたものだった。それが、多様性条約を契機に重要な意味を帯びたものとして立ち現れた。多様性条約は、自分たちの立場（失いかけていた威信）の復権につながる、まさに文明を反転させるほどの契機となる意味を内在させていたのである。こうした思いが、実際の条約や議定書にどこまで反映したかは微妙なところだが、原産国や先住民の権利を確定し、具体的なルール作りを明確化する国際的なルールが産み出された意義は大きい。多様性条約をめぐっては、とくに名古屋議定書では利益配分など経済的な利害調整の側面ばかりに注目が集ったが、その奥に秘められたより深い意味内容を読みとっていくことが重要である。

日本からは、「里山イニシャティブ」が提起されたが、原生的自然の保全とともに人の手が加わった二次的自然や農山漁村の維持・保全についても、多様性条約は新たな地平を切り開く可能性を秘めている。地域が衰退し、伝統的文化や生活が失われかけているなかで、里山の存在意義と復権、そこに育まれてきた在来種や小農民たちの営みこそが、生物多様性をも育てていたこ

との再評価の意味は大きい。その延長線上には、生物多様性と文化的多様性との緊密な関係性というさらなる課題が連なっているように思われる（後述）。

以上のような点に注目するならば、“遅れたもの、見捨てられてきたものが最先端に躍り出る”という、多様性条約に内在するもう一つの可能性について、文明転換的な方向性が示唆されてくるのではなかろうか。

(3) 双子の条約（多様性条約、気候条約）は、文明反転の契機となるか？

～懸念される遺伝子組み換え生物とジオエンジニアリングの動向～

ふり返れば、1992年の地球サミット以来、早くも20年近い歳月が流れようとしている。この地球サミットを契機に生まれた2つの国際環境条約は、考えてみると現代文明の大転換をリードすべく生み出された双子の条約と位置づけてよいのではなかろうか。

すなわち、従来の20世紀型文明の発展様式は、化石燃料（非再生資源）の大量消費に依拠した文明であった。この“化石燃料文明”（非循環的な使い捨て社会）が、気候条約によって終止符ないし転換を促されているのである。他方、多様性条約はというと、人類だけが繁栄する一人勝ち状況の脆さに警告を発し、生命循環と共存の原点に立ち戻っての“生命文明”の再構築（永続的な再生産に基づく社会）への道筋をリードすべく生まれた条約と位置付けられる。現実の多様性条約の中身は、不十分きわまりないものではあるが、そこに隠れている潜在的な可能性にこそ目を向けていく必要がある。

文明史的転換の文脈で、2つの条約のもつ潜在的な可能性と意義を明らかにしていくことは、現在進行中の条約の中身（内実）を検討する上で欠かせない視点である。というのも、2つの条約を軸に大きな力のせめぎ合い状況があり、文明転換の方向性が歪む危険性が懸念されるからである。その懸念は、名古屋会議中にNGO団体が主催した会合において象徴的に示されていた。その一例が、グリーンピース（環境NGO）が主催した遺伝子組み換えサケ問題のワークショップであった（写真2）。

背景には、名古屋会議の直前の9月に米国において遺伝子組み換えサケの販売許可をめぐって大論争がまき起こっていた状況がある。米国のアクアバ

ウンティ・テクノロジーズ社が、成長ホルモン遺伝子などを組み込んで通常より2倍～3倍も早く大きく成長する遺伝子組み換えサケを開発し、米食品医薬品局（FDA）に申請していた。諮問委員会でのリスク評価では安全性に問題ないだろうとされたのだが、その後の公聴会において異論や反論が湧き起こっていたのである。会社側の

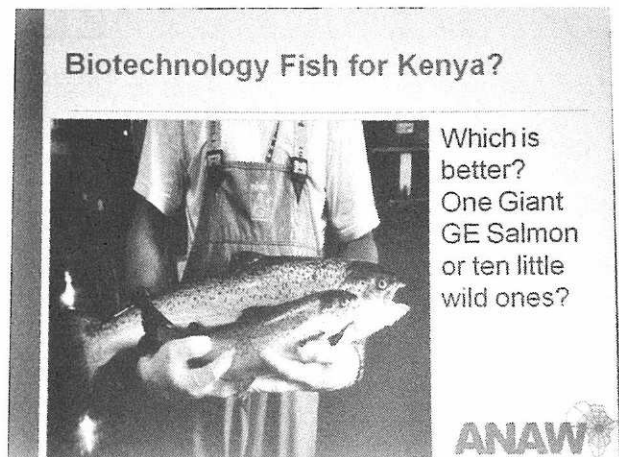


写真2 遺伝子組み換えサケ（COP10でのNGOワークショップにて）

主張では、サケ需要の増大によるサケの乱獲問題を回避できるメリット（持続可能な効率的養殖）、不妊処理をして陸上タンクで養殖することで自然生態系に悪影響は無い、としている。だが、環境NGOや消費者団体からは、自然界との完全隔離は困難（交雑問題や組み換えサケが増えた場合に天然サケを駆逐）、健康や環境面など安全と判断するにはデータ不足、たとえ組み換えサケが野生のサケと同等であっても流通・販売経路の追跡・監視体制と表示を義務づけるべき（米国では表示義務は無い）などが主張された。

そして名古屋会議でのワークショップでは、遺伝子組み換え技術の適用が急速に進むこうした事態への懸念が表明されたのだった。さらに、南米のコロンビアなどでも遺伝子組み換えサケの養殖のメリットが宣伝されている状況などが報告され、事態の進展は水面下で進行している様子が明らかにされた。上記、MOP5でのカルタヘナ議定書の補足議定書（被害への補償ルール）作りが進む一方で、米国など多様性条約に加わらず国際条約の拘束を受けない地域においては事態が急展開をみせている。サケ問題では議論が沸騰する米国だが、他方では、既成事実化している遺伝子組み換えのトウモロコシ、大豆、菜種、綿花などの栽培耕地は急速に拡大しており、私たち日本の日々の食卓や生活においても輸入を通して定着しだしている現実がある（天笠、2009）。

もう一つの課題に、ジオエンジニアリング（地球工学ないし気候工学）とよ

ばれる環境悪化を改善する大規模な介入技術が注目されており、今回の名古屋会議において、その内容や適用に関するガイドラインが議論され決議文書におり込まれた。ジオエンジニアリングとは、地球温暖化による被害を回避する手法として、太陽光を反射したり、二酸化炭素濃度を減少（吸収、貯蔵等）させるなどによって、人工的に温暖化を抑える技術をさしている。上記の遺伝子組み換え技術の研究と実用化と同様に、かなりの研究蓄積と実験的検証を目指す動きが活発化しており、環境NGO等から懸念の声があがっていた。今回の会議では、小規模な実験を例外として「科学的知見や法制が整わない限り、生態系に影響の懸念がある気候工学は実施しないこと」との内容が採択されたことで、国連の会議ではじめて国際的なガイドライン的内容が打ち出されたのであった（杉山、2010）。

多様性条約をめぐる今後の動向については、この条約が合わせもつ2つの側面、「保全」の側面と「利用と利益配分」の側面の対抗関係を注視していく必要があるだろう。2側面には、諸刃の剣という性格を内在させているからである。利用と利益配分の側に傾きすぎれば、遺伝子組み換え技術などにより、商業的利用圧力の方が保全を凌駕して状況をリードしてしまうことが懸念される。いわば、“金の卵”を産む親鳥（生物多様性の源）そのものを、持続可能な利用を名目にして結局のところ多様性自体を破壊してしまう恐れを払拭することはできない。

愛知ターゲットという保全へ向けた具体的な20ほどの目標（陸域の17%、海域の10%を保護区とする等）が取り決められた意義は重要であるが、もう一方で名古屋議定書という利用・利益配分の取り決めの内実が具体的にどう進むのかについても目を離すことはできない。今後は、各国の法的整備やその運用状況がどのように進展していくかにおいて、実効性が問われていくことになる。

多様性条約が、文明転換への導引役になる得るものになるかどうか、現状を立ち入ってみる限りは予断を許さない極めて厳しい状況にあるといっていよう。

Ⅱ. 地球サミット以後の動向をふりかえる

(1) 地球サミットの成果とその後

以下では、近年の動きにつながる歴史的な経緯について、あらためてふり返ってみることにしたい。

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた地球サミット（国連環境開発会議）は、世界およそ170カ国からのべ4万人を越える人々が集う史上空前のイベントとなった。いま思えば、地球サミットで目指されたことは、まさに21世紀社会に対する人類的挑戦だったといえることができる。当時、本会議には参加できず、並行して開催されたNGO会合（グローバル・フォーラム）に参加する機会を得たが、そこでは国家利害や国境の壁を乗り越える、地球市民の登場とでもいうべき新たな時代の幕開けを強く感じることができた。

地球サミットで議論されたのは、開発・発展のあり方や環境保護との矛盾を将来的にどう克服するかであった。それは、環境配慮とともに、南北間（先進国・途上国）格差の是正や世代間公正（将来世代への配慮）の問題をどう実現するかという非常に困難な課題の解決への模索であった。不十分なものとはいえ、「リオデジャネイロ宣言」、「アジェンダ21」（21世紀に向けた行動計画）の採択、気候条約と多様性条約の調印、森林保全に関する原則の合意などが実現したことは、大きな第一歩であった。

政府間の合意の取りまとめが、さまざまな利害対立のなかで難渋をきわめたのに対して、世界各国から集まったNGO（非政府組織・民間公益団体）が主催したグローバル・フォーラムは、人類の新しい歩みを象徴するかのとき画期的な取り組みの一端を垣間見せてくれた。地球に生をはぐくむ生命共同体の一員としての自覚、これからの人類が共通に担うべき新たな倫理意識と未来に対する責任に目覚め始めた草の根（グラスルーツ）グループの国際的連帯が、国の壁を越えて大規模かつ広範な広がりのもとで実現した意義深い集まりとなった（古沢、1995）。

しかし、その後の流れは、時代を後戻りさせるかの如き様相を呈しだしているのが昨今の状況である。92年地球サミットで掲げられた環境と開発の調

和の理想を、ことごとく打ち砕く困難な現実が進行している。地球温暖化、生物多様性、森林保全など、対応すべき課題と枠組みは見えだしてはいるものの、いずれも問題解決にはほど遠い状況のなかで足踏み状態が続いているのである。

地球環境問題とともに深刻な事態は、南北間格差と貧困問題という社会的な歪みが、是正されるどころか矛盾をより顕在化させてきたことである。世界全体で所得の多い上位20%の人々と所得の少ない下位20%の人々の所得格差は、60年には30対1であったのが、90年には60対1、そして97年には74対1へと拡大し続けたのだった（UNDP、1999）。社会的歪みの根元には、経済のグローバリゼーションの問題があり、石油など天然資源の確保、生物の遺伝資源の囲い込みなど、経済的な利害が優先され、それを陰に陽に政治的あるいは軍事的な圧力が後押しする旧態依然の時代状況が再び現れ出しているかにみえる。イラクやアフガニスタンの状況を見るごとく、テロリズムや民族対立の温床に火をつけるかのような様相さえ出現させたのだった。

世界情勢として、有事や戦争を想定するような事態への移行は、人類が築きあげた「民主主義と人権」や「環境と平和」を、内にも外にも消滅させてしまう恐れを私たちに突きつけているのではなかろうか。地球サミットで先進各国が合意したはずの、途上国への政府開発援助（ODA）増額目標（GNPの0.7%）は、目標の3分の1レベルに止まったままで推移している。極端な言い方をすれば、人を殺すための軍事費は、冷戦体制の消滅後に一時は減少したものが再び増加し始めており、年額約1兆ドル規模となっている。ODAそれ自体の内容吟味は必要だが、本来は人々の命と生活を向上させるための政府開発援助（ODA）の世界総額に対して、10倍近い軍事費への支出規模を私たちはどう認識し評価したらいいのだろうか。同時多発テロ事件（9.11）の直後、アメリカのテロ対策とアフガニスタン攻撃に計上された国家予算の金額は、全世界のODA総額とほぼ同額であったことは記憶にとどめておいていいだろう。

(2) 社会的公正への取り組みの遅れ

ここで、地球サミットを契機に広く普及した言葉である「持続可能な開発・開発」(Sustainable Development)について、それが目標とした理念と現実の歪みとは何なのかを明確にしておきたい。1987年のブルントラント委員会報告で提起され、地球サミットにおいて世界的なキーワードとなった「持続可能な開発・発展」のとらえ方は様々だが、筆者なりに諸要素をまとめて簡略に規定し直せば、「経済の維持・発展を、環境と社会の2つの座標軸においてバランス調整すること」と表現することができる。すなわち、経済の発展のあり方を、〈環境的適正〉の軸と〈社会的公正〉の軸において調整をはかっていくことに他ならない。

現実の動向をみるかぎり、環境的適正においては、不十分ではあるものの国際環境条約や協定など幾つかの枠組みが何とか機能し始めようとしている。他方、社会的公正という面では、世界大でみても国内レベルをみても格差の拡大という事態が進行しており、事態改善の兆しはみえていない。一言で社会的公正と言っても、各国レベルでの制度の違いや体制が整わない状況があり評価軸を定めることは実際には難しい。ここでは、既存の制度の整備状況を手がかりに概況を把握することにしたい。国際的な取り組みや制度面をみたとき、貿易や投資の枠組みとしてのWTO(世界貿易機関)体制と比べて、人権や社会的公正を保障する体制は十分には機能していない状況がある。国連の本体のみならず、例えば国際労働機関(ILO)の相対的弱体化(条約批准の遅れ等)、国際司法裁判所や刑事裁判所が十分な実効性を確立できていないなど、課題は山積みである。実際、基本的人権や貧困問題の解決、弱者への配慮など、MDGs(ミレニアム開発目標)が掲げられたにもかかわらず行き詰まりをみせており、とりわけ9.11同時多発テロ事件以降、事態は逆行するかのような様相を呈しているかにみえる。

持続可能な発展の視点から、92年地球サミット以降を大局的にみるかぎり、環境や社会的な配慮のための各種制度的な枠組みは、期待よりは十分には進まなかったのが実情である。持続可能性の基本原則(上記2つの調整軸)を組み込む動きは、例えば市場への制約や貿易・投資への新たな規制などについ

て、旧来型の勢力や体制（経済効率優先）にとっては大きな足かせとみなされることから抵抗が大きい。とくにグローバル化した市場経済の拡大圧力は、自由貿易（WTO）体制下でいっそうの規制緩和を促進しており、その妨げとなるような規制や制度は環境や労働（雇用）に名を借りた保護主義・規制主義として強く警戒されている。しかし、環境規制やある程度の社会的な規制の枠組みがきちんと社会経済システムに組み込まれない限り、持続可能な社会の形成は進まないのが実情だと思われる（トッド、2010）。

日本でも、例えば温暖化対策（CO₂削減）が運輸部門や家庭部門でなかなか進まないのは、価格破壊と流通拡大が優先されてきたことと無関係ではない。すでに欧州諸国で導入されている、環境に基づく税・財政改革のような制度枠組みの変革にまで踏み込まなければ実効性は期待できない状況である。市場主義への過度な依存、自由化と規制緩和政策に偏重する政策からの脱却が求められていると思われるが、2008年からの金融危機と世界経済の低迷状況下において、事態は先行き不透明な迷走状態を続けているかにみえる。財政出動による景気浮揚策、規制緩和で市場拡大を目指すといった旧来の手法では、事態の改善は中・長期的にみて限界があるのではなかろうか。

その意味で、制度を定める大枠として、例えば国際条約によるCO₂削減や生物多様性保全の枠組みづくりのもとで、国際的な連携をはかりつつ政府・民間の協働的な提携促進の取り組みなどを強化・推進していくことが重要だろう。整合性という視点に立てば、ローカルからグローバルまで、個々人の環境意識形成から個別事業活動、地域・自治体レベル、国家的な制度、国際的な枠組みづくりなどが、相互的・多層的な枠組みとして形成されることが課題である。そうした積み重ねが、従来の発展形態を転換していくための第一歩となると思われる（「環境・持続社会」研究センター、2010）。

多くのNGOが提起しているように、国際諸機関の構造改革とともに国家の枠組みを超えて活動する多国籍資本の社会的責任を強化していく取り組みが必要とされている。例えば、超国家的な営利活動に対しての調整メカニズム、すなわち歴史的に形成されてきた国家ベースでの課税・再分配システムや社会・福祉制度の充実と同様に、例えば短期資本移動に対する国際課税（通

称トービン税)等といった国際調整メカニズムを組み込むことによって、地球的公正の実現をはかることなどはきわめて大きな課題である(上村、2009)。グローバル社会として展開しつつある世界において、コミュニティ、ローカル、ナショナル、グローバルを縦断的に結び付ける諸活動とともに諸制度の形成が今日ほど求められている時代はない。

(3) 20世紀型文明から21世紀型文明へ

ここで92年地球サミットそのものの全般的な評価について、もう一言ふれておきたい。政府間の地球サミットは、国際的に環境問題へ取り組むための礎石として、リオデジャネイロ宣言やアジェンダ21、2つの条約など、形の上では一定の成果をおさめた。しかしそこには、20世紀の人類の文明史的せめぎあいとでもいうべき状況が色濃く映しだされていた。それを象徴的に示したのが、気候条約と多様性条約の2つの条約をめぐる舞台裏での駆け引きであった。

前者が体現したのは、大量生産・大量消費に象徴される現代アメリカ文明を背負った米国政府(当時のブッシュ大統領、父)が最後まで足を引っ張り、温室効果ガスの排出抑制の内容を骨抜きにした条約内容にし(基準年や削減目標が不明確)、後者の多様性条約に関しては条約の調印自体を当時の米国政府は拒否したのだった。こうした事態は、地球サミットの直前までの米国政府の動きを見ればほぼ予想がついたことであった。

当時、大幅な規制緩和や産業優遇政策が相次いで打ち出されており、例えば90年11月に施行された大気浄化法を骨抜きにする産業プラントの新增設に対する規制緩和(有害ガスなどが排出権の量を越えても公聴会にかけずに届出だけですむ)や、原発認可手続きの簡素化(公聴会等も限定し、建設期間を短縮させる)、バイオテクノロジーによる新種の栽培基準の緩和そして遺伝子工学利用食品の安全規制を必要なしとするなど、次々出される企業優先のテコ入れ策は環境や安全性を軽視する産業偏重の色合いが非常に濃いものであった。

規制緩和のもう一方で強化されたのが、半導体の回路保護法など一連の立法措置の延長線上に次々と行われはじめた様々な特許やソフトなどの著作権

をめぐる権利（知的財産の私有権）の拡大と保護であった（プロパテント政策、後述）。すなわち国際競争力を高めるための有力な手段として知的所有権の保護・強化が、米国の産業政策の重要な柱になったのである（ディクソン、1988）。それは従来のエレクトロニクス関連からバイオ関連技術へと広がり、遺伝子組み換えによる改造植物や微生物への特許権のみならず改造実験用ネズミにも適用され、ヒトの遺伝子解説情報まで特許の適用範囲を広げる動きとして進行したのだった。

ここで注目しておきたいのは、20世紀の米国産業をリードしてきた巨大石油関連資本が次々と種苗関連会社やバイオ関連のベンチャービジネスを買収・吸収したことである。新たな産業の再編が準備され出しており、石油関連産業など20世紀の中心産業が次なる世紀に向けての支配力強化の基礎がためを行っているといえることができる。

地球サミットを舞台に2つの条約をめぐって繰り広げられた駆け引きとは、次のように分析、読み解くとわかりやすい。すなわち、石油関連・自動車関連産業の利害を一身に引き受けた当時のブッシュ大統領（父）は、いわば20世紀型文明を代表する存在として地球サミットにのぞんだ。そして不参加をちらつかせながら譲歩を迫り、90年レベルまでという抑制目標さえ明記できない温暖化防止のための気候条約が最終的に調印されたのであった。その後、実際の削減のための取り組みを決める京都議定書が97年に定められたのだが、米国が議定書を批准しなかったことはまさに象徴的であった。

他方、多様性条約の方はといえば、当時の米国は条約の調印さえ拒否したのだった。その背景に21世紀の世界経済を制するための新たな産業戦略の影がつよく映し出されていたことはすでに指摘したとおりである。ただし、この多様性条約は、さまざまな利害が複雑にからみあった内容を含んでおり、生物多様性の保全として、マクロレベルでは生物種や生態系の保全が対象とされる一方、ミクロレベルでは遺伝資源・バイオテクノロジーが対象になっていることは、現代世界における利害の複雑さを反映していた。

当初の条約作成時には、生物多様性を保全する区域として具体的な優先リストがあげられていたのだが、最終的には条約からリストは省かれた。その

ことで環境保護団体は条約の実行性が大幅に弱められたとして強く反発したのだった。他方、遺伝資源の利用をめぐって、多様な生物種を抱える途上国側は、バイオテクノロジーなどによる遺伝資源の利用・開発に対して原産国としての帰属権、とくに開発利益の還元を強く主張した。そして結果的には、途上国側の主張をある程度反映させることに成功した。そしてその後、既述のように今回のCOP10での名古屋議定書や愛知ターゲットの採択へつながる歩みをとげてきたのだった。

当時をふりかえれば、さまざまな特許の権利を産業戦略の強力な柱にし、知的所有権（その後より広く知的財産権という言葉として普及）の分野をバイオテクノロジーの成果にまで広げようとしていた米国は、途上国の権利主張の動きに強く反発して調印さえ拒否したことは、象徴的出来事だったのである。これはすなわち、20世紀型文明を代表した米国が、いわば旧来の価値観と制度的枠組みの延長線上に、21世紀の世界を制しようとしていたのだったが、つまるところ地球サミットの間では孤立・撤退を余儀なくされたといえるのではなかろうか。そしてこの対立構造を抱えて今現在に至っているのである。

21世紀に向けて、地球と人類社会が共存・共生できる文明を創り出すための新たな理念・枠組みが地球サミットに期待されたのだったが、残念ながら旧い文明が最後まで足を引っ張るといった状況がそこに出現していた。旧来の文明の発展パターンを越えるような新たな理念や制度的枠組みの構築に関して、期待は大きく膨らんでいたのだが、現実は何とか第一歩を踏み出したところというのが実情であった。

(4) NGOが提起した新しい視点

地球サミットでは、政府間レベルでの協議とは別にNGOの取り組みが注目をあつめた。NGOのグローバル・フォーラムでは、30余りのグループが市民の地球的連帯を目指したNGO条約（拘束力はない主体的参加による協同理念・行動目標）づくりに取り組み、それはその後のNGO活動の運動理念の土台をなすものとなった。そのなかの1つである生物多様性条約について、一例としてみてみよう。それを政府のものと対比してみると、その立脚点に

まず根本的な相違がみうけられた。

簡単にいってしまえば政府サイドでは、保護すべき生物の多様性はどちらかということ人間とは切り離された別なもの、管理すべき対象物としてとらえられていた。生物種あるいは生態系ないし遺伝資源として、それらは、現存の産業社会を前提にした上で利用（または保存）するための保全対象という位置づけと解釈できるのである。それゆえ利用価値として取り出されるもののなかで、将来有望視されているバイオテクノロジーに関連した遺伝資源とそれからの生産物の所有権や利用をめぐる、先進国と途上国が国家的利害に基づいて大きな対立をみせたわけである。

これに対し、NGOの条約のうちの生物多様性条約をみると、まず基本的な相違として注目したいのは、保全すべき対象物（生物種や生態系）が人間社会と別なものとして切り離されてはいない点が注目される。すなわち、生物の多様性の延長上に人間の社会や文化の多様性が連なってあることが基本的前提として踏まえられているように思われる。いわば、生物社会と人間社会の多様性が同列なものとして位置づけられており、文化や社会、あるいは農業や農村、衣食住の生活様式、さらには人々の精神的世界の多様性までもが位置づけられているのである。「・・・生物多様性は、文化、経済、社会、そして人々の精神的成長や生活の質に決定的な影響を与えてきた、・・・その保全には、固有の文化をはぐくむコミュニティの能力を高めることが不可欠・・・」（同条約）というように、それらはまさに連続した存在としてとらえられているのである⁽¹⁾。

すなわち、生物多様性を守るということは、ただ原生的自然だけを残す聖域づくりにとどまるものではない。自然の多様性にはぐくまれ相互に交流することを通じて、人類は多種多様な文化や社会を形成し、伝統や生活様式を産みだしてきた。そのことの再認識、再評価を多様性の本質的な意味としてとらえようとしている重要な視点が読み取れるのである。

そのNGOの条約ではまた、知的所有権や利権といったせまい私的な利害関係や産業的・経済的利用だけで自然を囲い込むことへの批判が表明されていた。先住民族をはじめとする伝統文化が培ってきた歴史的な価値としての

独自性の評価とともに、未来につながる人類全体として大切に共有すべき固有の価値として尊重しようとの姿勢が明確に打ち出されていたことは注目される。多少大げさにいえば、21世紀型文明へ向けての新しい枠組みへの模索、すなわち21世紀の人類が持つべき基本的理念ないし新しい倫理観が先取りされていたといってもよからう（古沢、1995）。そしてその理念は、その後の生物多様性条約会議でも再認識され、部分的に反映されてきたと思われる。

こうした多様性をめぐる新たな視点は、1992年という年を地球環境元年にする以上に、「コロンブス500年」（1492年から五百年目）の位置づけとして、西洋文明による侵略と収奪を再確認する動きとも重なっていた。すなわち、“環境ならびに文化的多様性の破壊”（同質化・西欧化の強制）の歴史としてとらえ直す再出発の年にしようとする多くのNGOや第三世界の代表者たちの主張があり、多様性をめぐる議論の根底にはこうした思想的潮流も流れていたものであった。とくに先住民の権利の復権やその知恵と経験の蓄積の重要性を再認識する動きは、その後の経緯のなかでより強化され、今回のCOP10での決議文書においても少なからず反映されるに至ったのであった。

Ⅲ. 知的財産と多様性をめぐる世界観の攻防

(1) 知財をめぐる最近の動向

以上、大きくは20世紀型文明から21世紀型文明への転換点という視点から、諸動向をみてきた。今後の世界形成においては、ポスト産業社会ないし情報化社会という流れが急速に進展しているが、そこで重要性を帯びてきたのが知的財産権（以下適宜、知財と略）の問題である。以下、世界動向について、重要性を帯びてきた知的所有権ないし知財問題を軸として多様性問題とも関係づけながら論じていくことにしたい。

もともとは商工業の発展過程において、産業の発展を支える発明や新たな技術、あるいはブランド形成につながる商標などの重要性が、時代の変遷とともに次第に認識されてきた経緯があった。それが産業社会の発展とともに次第に制度化されてきたわけだが、さらに近年のポスト産業化、情報化・サ

ービス化の進展の中で、いわばその延長線上に広義の知的財産（権）という概念が浮上してきたのだった。

この知的財産権の中核的な部分に特許制度がある。その特許自体の内容をみても、戦後の特許法が整備されて以来（現行の特許法創設は1959年）、特許として保護される対象として「産業上利用することができる発明」という枠組みは、その解釈範囲を大きく拡大してきた。近年それは、微生物特許（1979）、遺伝子組換え特許（1980）、ソフトウェアの媒体特許（1997）、ビジネスモデル（ソフトウェア関連発明）やネットワーク上のソフトウェア特許（1999～2002）というように、産業社会の内実の変化を反映してきた。

日本政府が知的財産を積極的に保護・重視する政策へと本格的に舵取りしたのは、2002年に知的財産戦略大綱をまとめ（7月）、同年11月に知的財産基本法を制定した時からである。いわゆる知財立国をめざすため、2003年に知的財産戦略本部を創設するとともに知的財産指針計画が発表され、知財に関わる各種制度やインフラの整備（特許出願支援、模倣品・海賊版対策、他）が進められてきた。

知財の概念には、発明を保護する特許以外にも、知的創作活動としての著作物（音楽、アニメを含む）、意匠（デザイン）、植物の新品種、商標（ブランド）、そして地理的表示の保護、営業秘密などが含まれる。このような分野的な拡大の動きについては、日本は世界動向の中ではいわば出遅れた対応となっている。少なくとも米国の動きと比較すると、20年ほどの遅れといってもよい。

知財をめぐる一連の動きは、すでにふれた通りそもそもは1980年代後半から1990年代初頭にかけて、米国のレーガン政権下で進められた知財強化のプロパテント政策に端を発したものだ。当時、産業スパイ事件が話題となり日本企業が特許侵害で訴えられるケースが頻発したり、アジア地域でも映像・音楽・ブランド品などのコピー商品（海賊版）の出回りに対して欧米企業と政府の介入が強化されだした時代であった。当時は、いわば米国を中心とするグローバリゼーションの競争戦略的な先端部分が、知財戦略として明確に現れだした時期である。そのことは、WTO（世界貿易機関）体制に移行する以前のGATT（関税貿易一般協定）ウルグアイラウンドにおいて、米国が先導

する形で新たな協議テーマに知財の新分野が組み込まれたことにも示されていた。

(2) 世界経済の構造変化における知財の位置

～国家間・南北間の新たな争点～

世界経済や貿易の動向は、徐々に拡大しながら大きく移り変わってきた。分野的には、農業の世界の貿易量に占める割合はおよそ1割程度にすぎず、工業分野が約6割、サービス分野が2割強と増加しており、その質的側面をみた場合には情報化の進展とともに品質やデザイン性など知財関連の分野が拡大してきた。

先進諸国たとえば日本でのGDP（国内総生産）の産業別に占める割合（産業構造）の変化をみると、第3次産業（サービス他）が7割強、第2次産業（工業）が2割強、第1次産業（農業他）は数%である。米国の場合も、サービス関連がGDPの8割以上を占めるまでに拡大する動きをみせている（2009年）。ちょうど国レベルの経済構造の変化が、工業分野からサービス分野に移行しているわけだが、それと同じ傾向が貿易においても反映されている。すなわち、知財の保護強化の動きは世界的な経済構造の変化を反映しており、それは一面では先進諸国がグローバルに広がった世界市場においてその優位性を確保するための制度形成という側面を伴ってきたのであった。

ここで現状を取り巻く世界的な動向について、再び視野を広げてみていきたい。そこでは、より根本的なせめぎ合い状況が二つの大きな土俵を中心に動いていると思われる。その一つはWTO体制下における知財をめぐる攻防戦であり、他方は生物多様性条約に付随した途上国や先住民の権利保護をめぐる動きである。

WTO体制下における知財の保護強化に関連して、農業分野での動きにフランスをはじめとするEU諸国が推進してきた地理的表示の保護強化がある。いわばアメリカ的な強者によるグローバル市場の一方的な制覇の動きに対して、EU諸国においては山岳地などの条件不利地域や農村社会の存続強化という社会開発的視点から表示規制の政策を展開してきた。すなわち、EU規制にお

いて、産地特性が明確なチーズ、ハム、野菜、果物などについての保護原産地呼称（AOP）、特定の場所や地域が代表されている鶏肉、野菜、パン、ビールなどについて保護地理表示（IGP）といったように、伝統的な産品としての特性証明などが制度化されてきたのだった。そして、WTO 設立協定のなかの TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において表示規制として組み込まれたのだった（1995年）。

こうした展開は、地域特性や伝統文化などの個性を際立たせることで市場構造を多様化させることにつながり（市場における多様性の共存）、一元的かつモノカルチャー的な市場支配への一定程度の歯止めになる側面を出現させてきた。日本でもこうした制度対応はブランド化戦略等と相まって展開しているが、途上国においても在来種や伝統的品種を国際的に認知させる動きとして顕在化し始めている。

また、知財保護が種苗などで強化される動きの反面で、外国企業による種子特許の囲い込みが進むことを警戒して農民の自家採種や研究目的の利用を広く認めさせる動きも出ている。途上国の中でも1999年にインドでは、「植物品種及び農民の権利保護法」によってそうした権利の確保を目指す動きが起きている。各国レベルでも、昔から農民の間で慣例的に行われてきた種苗交換や自家採取、近隣地域間で種のやり取りが地域的な品種の多様性を拡大してきた経緯を再評価する動きがある。

例えばFAO（世界食糧農業機関）などが後押ししてきた「食料・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）」（2004年発効）において、食料安全保障において重要な作物へのアクセスと便益の共有をはかる多角的システム形成が目指され、とくに途上国の零細農民が多様な生物種を保全・利用する機会を確保し、遺伝資源利用からの利益の共有化がはかられるなど、生物資源の多様性の確保において農民がはたす役割が重要視されている（日本は未加入、2010年時点）。そうした動きの背後には、農業という営みを私企業（ビジネス）的な囲い込みにおいて発展させていくのか、農民や地域的な共同体における共的な営みにおいて発展性を展望するのかといった、いわば世界観の差違につながる問題が奥底に秘められているといっておくべきだろう。

農業分野ではないが、同じくWTO体制における私企業的な権利の強化かより公益的な恩恵を重視するかで大きく対立した事柄に、途上国などでの医薬品利用の特許問題がある。莫大なコストをかけて医薬品開発が行われていることから、開発投資の回収には独占的な特許が不可欠である。だが、その結果として経済力がある国や人々だけがその医薬品の恩恵を受けることになる。しかしHIVエイズなどは、今や大半が途上国で蔓延しており放置できないほど事態が深刻化している。こうした状況下、途上国やNGOなどの主張と世界的世論の後押しもあって、HIVエイズ治療に効果を発揮する低価格ジェネリック薬（コピー医薬品）の利用を認める合意がなされたのである。2001年ドーハにおける第4回WTO閣僚会議で「TRIPSおよび公衆の健康に関する宣言」が採択され、国民の健康を守るための施策として途上国政府がジェネリック薬を利用（輸入）することが保証されたのだった（2005年、TRIPS協定が改正）。

（3）生物多様性、遺伝資源の喪失と知財問題

1992年の地球サミット（国連環境開発会議）において生物多様性条約が調印され整備されてきたが、遺伝資源の多様性保全、技術開発と技術移転問題、遺伝資源アクセスと利益配分問題などが争点となってきたことは既述したとおりである。そのなかで、技術開発と移転、アクセス規制、利益配分に関しては、グローバル経済社会の進展とともにとくにWTO体制との整合性や知的財産権との調整という難しい問題を内在させていた。

現状は、世界の特許の大半がいわゆる多国籍企業によって所有されている状況下で、次世代の産業として期待されているバイオテクノロジー分野においては、とりわけ激しい特許をめぐる競争がくりひろげられている。高度技術の開発競争下、独占的支配・従属関係が形勢されつつあるその一方で、これは裏腹の関係にある問題だが、近代化の促進（開発政策）によって在来品種や伝統的農業・農村が急速に崩壊し、消滅の窮地に立たされる状況が世界レベルで進行している。つまり、農業そして農村地域が大きな流れとして工業的な仕組みの中に取り込まれ、技術的にも経済的にも、またさらに知的財産権ということで制度的にも、全世界的なヒエラルキー（従属構造）に組み

込まれようとしている状況が進展しているといっているだろう。

とりわけ農業分野では、バイオテクノロジーの発展に関連して、品種改良や遺伝子操作に伴う“生命特許”の制度化の動きがあり、国際関係においては途上国に大きな影響を及ぼす懸念がでていた。米国やEUなど先進諸国の動きは、動植物の新品種ばかりか組織の片割れから遺伝子解読までもが特許によって合法的に独占できる状況が起きており、それはちょうど農民が種子会社から毎年あらたな種子を購入せざるをえないのと同様、まさしく途上国にとって、今後の一次産業分野での国際的従属性をより強化することにつながる恐れを生じさせるものとなっている。もともと世界の生物種（遺伝資源）の半分以上は熱帯地域、主に途上国に存在しているのだが、バイオテクノロジーにとって不可欠のそうした遺伝資源を先進工業諸国はすでに種子銀行（遺伝子バンク）として確保したうえで、新たな改良品種を生み出すことで技術的特権を確保して優位性を維持する動きをみせてきた。

これは途上国側から見たとき、利益の源に関する「バイオパライシー」（生物資源の盗賊行為）として提起されてきた問題である。すなわち、先進国の多国籍企業などが、途上国住民の永年の伝統のなかで保全・利用してきた豊かな生物資源を勝手に採取して、バイオテクノロジーにより食料や医薬品などの商品開発をおこなって莫大な利益を手にすることへの批判として展開されてきた問題提起である。途上国にはその利益について、公平な配分・還元や技術移転などを求める権利があるとして、生物多様性条約において国や先住民の権利確保の問題として主張してきた問題であり、今回の名古屋議定書において具体的なルールが定められたのだった。

（4）将来世界への展望 ～私益・共益・公益の調整～

知財をめぐる諸問題での様々な利害関係の根底には、将来世界の姿をどのように形成していくのかといったより根本的な問題が隠れているように思われる。あらためて考えると、知財に関しては、従来の物品や製品とは多少とも異なる性格を帯びたものとしてみていく必要があると思われる。すなわち、使えばなくなる排他性や私的な個人のみに帰属するだけの性質（私有制）を超

えて、それは共有しあったり相互啓発し合うなかでより創造的な発展を帯びていくダイナミックな普遍性や公益性を少なからず有している存在としてとらえることができる。

知財の原型的なものとして、例えば言葉や文化・芸術活動といった無形的なものから、作物や家畜などの有形物に至るまで、そもそもは自然と人間あるいは人間と人間との出会いのなかで育まれたものであり、多くの人々の営みが積み重なるなかで生まれ、継承してきたものがほとんどである。私たちの身近にあるどの食べ物をとってみても、歴史的にも文化的にも地理・空間的にも様々な連鎖のなかで今ここに存在している。そこには、個性と多様性が相互に交わり合う世界があり、その豊かで多種多彩なあり方こそが、人類の発展の原動力になってきたと思われる。

他方、今日の世界は一見したところ豊かになったかにみえるが、あらゆるものが経済的な価値に塗り込められ商品化されるなかで、私的利益の追求こそが何よりも最優先される一種の画一的な社会形成を行ってきた側面がある。とくに経済のグローバル化による市場競争が激化するなかで、地域の個性や自立性、多様性が急速に失われようとしている。ここで知財という人間の本性に根ざした基盤形成を考えた場合、私たちは私益の追求のみに重点をおくのではなく、様々な社会に存在している公益性という関係のあり方への問い直しが迫られているのではなかろうか。共益的なあり方の相互作用とともに、より普遍的な公益性ないし人類益的なあり方、あるいはさらに広く多種多様な生物たちとの共存共栄のあり方についてまでも目を開き、社会と世界のあるべき姿について根本的に再検討していくべき時代状況に私たちは入りつつあるのではなかろうか。

資源や環境の限界に直面している今日の私たちにとって、私有制という問題を含めて、とりわけ知財をどう活かし合う世界を人類社会のなかで築けるのか、その根元的な問いを追究していくことが、将来世界の新しいパラダイムを探っていくためにきわめて重要ではないかと思われる。

Ⅳ. 文化の復権と生命文明の形成

(1) 文化多様性と生物多様性の接点

ここで、あらためて生物多様性と文化多様性との関係性について考えてみたい。その手がかりとして、食と農を例にとりあげよう。食と農をめぐる行為は、人間の身体環境系と自然環境系が結合して生命の循環として成り立つ直接的回路といってよい活動である。それは生態系における食物連鎖が示しているように、身体の安定性と周囲の自然環境との調和に基づく相互維持関係回路ととらえることができる。その重要性を認識した表現としては「身土不二」という言葉において端的に示されている。すなわち、自分の身体と大地自然とは、切り離り離すことができない関係（不二）にある、このことの自覚は重要である。

人間の場合、とりわけ食と農において生活と文化が重なりあって独自の文化様式を形成していることに注目したい。世界の様々な民族や地方・地域の生活様式をみたとき、食と農の営みは中核的な位置に置かれていることが多い。それは、日本でのお供え物や神饌^{しんせん}などの風習をみるごとく、生命を尊び天地自然との交流・交歓を導くものとして、各種儀礼や祭りを成立させ、様々な慣習を生んできた。地域の文化ないしアイデンティティが、食や農に付随する自然の多様性と呼应しあいながら、そこに精神的・宗教的意味を含む文化的な多様性が形成され、歴史的に深く蓄積され展開されてきたのである。

その意味では、人間存在の根源を支える自然の権利や環境権といった考え方を含み、生き物たちの権利にまでつながる生物多様性条約の成立（1992）は重要であった。その多様性の再認識・再評価の動きは、実は文化においても進展をみせてきたのである。それが具体化したものとして、ユネスコ（国連教育科学文化機関）による「文化多様性条約」があり、2005年に批准され、2007年3月に発効されたのだった。この文化多様性条約の成立に関しては、一般的にはあまり知られていないが、今後の世界の動向には少なからず影響力を発揮する可能性をもつものである。この条約が生まれる背景には、ユネスコの「世界文化多様性宣言」（2001年）において表明された以下の内容があ

る。すなわち、「市場原理のみでは、人類の持続可能な発展にとって要である文化多様性の保護と促進は保障できない。この観点から、民間部門や市民社会とのパートナーシップによる公共政策の優越性を再確認しなければならない」(第11条)という考え方を基礎として成立したものだった。その立脚点に、市場原理に対抗的な視点が組み込まれている意味は重要である。実際、条約が制定される過程において、貿易問題と絡んで大きな確執が起きたことはその重大さを暗示していた。つまり、モノ・サービスの自由化を推進するWTO(世界貿易機関)協定との整合性をめぐって米国の反発を招き、最終的に2ヶ国の反対(米国、イスラエル)を押して成立したものだったからである。

本条約においては、「国家は、国際連合憲章及び国際法の原則に従い、自国の領域内において文化的表現の多様性を保護し及び促進するための措置及び政策を採用する主権的権利を有する。(第2条2、主権の原則)」がはっきりと明記されている⁽²⁾。その背景には、市場のグローバリゼーションがあらゆる領域に広がり、とくに急速に拡大する情報、文化、サービス(金融を含む)分野において資本力が他を圧倒する状況がある。典型例としては映画・映像分野があり、フランス政府による放送番組コンテンツ割当規制やEUにおける欧州文化の維持・発展のための文化政策などをめぐって、自由化と規制撤廃を求める米国との摩擦が続いてきたのだった。これは一例にすぎないのだが、この条約の成立には、EUの文化保護といった思惑だけではなく、急速なグローバル化の影響下で各国の固有の文化や伝統(言語を含む)が失われる危機感の共有に基づいて、アフリカやラテンアメリカ、日本を含むアジアなど広範な国の支持があったことは特筆に値しよう。

文化多様性条約の意義は、生物種の大量絶滅を阻止するための生物多様性条約と同様に、人間社会そのものが多様性を喪失する事態への歯止めを目指した点にある。グローバル化が進むなかで、先住民文化や伝統社会ばかりか多様な文化や価値観・世界観さえもが姿を消しつつある。危機的状況を象徴しているのが多様な言語の急速な消滅である。現在6千から7千ほどあるとされる人類の言語は、21世紀中に約半分が消滅すると予想されている。言語は、人間が自然や世界の姿を認識し文化形成するための土台をなすものであ

り、人間の精神世界の多様性を代表・象徴する存在であるが、それは人々の営みのなかで育まれるものであることから、その保全は容易なことではない。

文化多様性と一言で表現しても、その内容は従来からの有形・無形の文化財をはじめとして種々様々あり、保全へ向けての取り組みは今後とも各種政策の下で模索されていくことになると思われる。自然の多様性を反映したもののとしての文化という意味では、この条約において、農業や食文化との直接的な関係性がとくに明記されているわけではない。だが、筆者としてはとくにその点に関して食と農の重要性をここで強調しておきたい。というのも、もともと文化（カルチャー：Culture）は、耕す（Cultivate）に通じる農業（アグリカルチャー：Agriculture）と切っても切れない関係をもつ言葉としてあるからである。文化多様性の保全と育成に関しては、とくに食と農の世界に込められている文化的特性ないし多面的機能（環境保全や国土保全等）の独自性が、今後より重視されるべきではないかと思われる。

しかし食と農の世界は、いまや画一化と効率化の波にのまれて農村の衰退とともに、その多様性を急速に失いつつある。その保全と育成ないし新たな再生は、地域社会の存続や文化育成の基幹として重要な部分を成すと考えられる。すでにふれたが、生物多様性の保全において里山や伝統的な農業・農村がはたしてきた役割に光が当たるようになってきた。同様に、文化多様性の重要な柱の一つとして、やはり食と農が位置づけられ認識されるならば、文化多様性条約のもつ市場原理と対抗しうる主張の延長線上に、より積極的な支援や育成のための政策が展開できると思われる。すでに環境保全に関わる農業・農村の支援策（WTO体制で認められている緑の政策：グリーンボックス）が行われ始めているが、同様に、例えば中山間の棚田保全などの地域振興策が文化多様性の保全としても位置づけられることで、保全ないし支援策としてさらなる可能性が展開できると考えられる。

(2) 人類の文化的^{とりで}砦としての食と農の多様性

今後の展望としては、食料主権の確立という課題に関して、文化多様性条約が切り開いた主権の確立が大きな後ろ盾になる可能性を秘めていることも

一言付け加えたい。一般に食料主権という言葉は、国家のはたすべき役割として認識される場合が多い。しかし、本来的にはもっと深い意味を持っており、食の独自性の尊重すなわち食の尊厳性というような意味内容を帯びたものとしてとらえられる。いわば地域の農民やそこに居住してきた人々が育んできた“食と農の尊厳性”（文

化）が破壊され、食と農が大地から乖離してしまったことで、生物多様性や地域の破壊が進み、結果的に人類の食料安全保障の基盤がゆらぐ事態が生じているととらえられるのである。

こうした主張は、92年の地球サミットや96年の食料サミット以来、世界のNGOとりわけ小農民の世界的な連帯運動（Via Campesina その他）において活発に展開されてきた（写真3）。人類が、この地球上で安定して他の生物とも共存しながら末長く暮していくには、地域に根付いた食料主権による食料安全保障や生態的安全保障の確立が重要だと思われる。地球環境を全体としてみた場合に、人間が居住し生活を営む地域として最大の面積を占めているのが農業地域であり、自然環境と人工環境のいわば中間点接点として非常に大切な機能を担ってきた。いわゆる農林漁業などの第一次産業が、生産的機能とともに今後はたしうる多様で重要な役割（生態系サービス）がそこにあるのではなかろうか。すなわち、地域の生態環境とのバランスのとれた農村と農林業を育成して行くことを国際的な環境政策や地域政策として重要目標に掲げていく時代が始まろうとしているといってもよかろう。それは地球環境の不安定化や地域固有の文化の衰退に対する防波堤のような位置にあり、今後はその役割を見直すべき時に来ていると考えられる。まさしく21世紀の一次産業が担うべき新たな役割であり、多様性の共存を実現するための場として「人類文化の第1の砦」ないしは「生態的安全保障」の根幹をなすものにとら

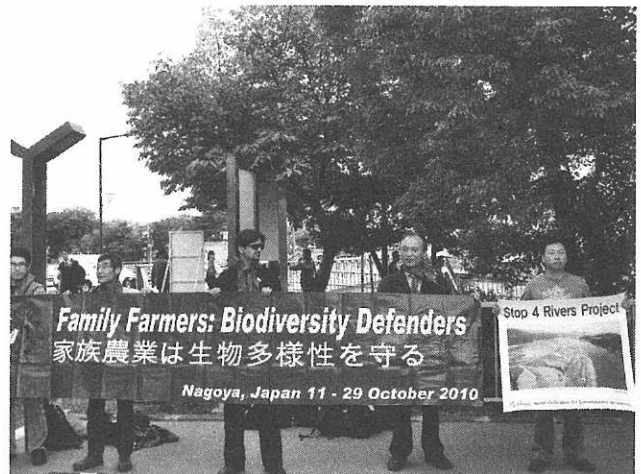


写真3 COP10会場の外で農業の重要性をアピールする市民団体

えられるのである。

急速な発展と繁栄を謳歌している人類は、いまやその近代化の発展パターンと存在様式の根底（モノカルチャー的发展様式）について問い直しを迫られている。生物の多様性との共存を実現するために、私たちは今後どのような取り組みをしていかなければならないのか。それはいわば新たな生命文明の形成に向けた道のりであり、そのための重要な道標が、文化多様性への再認識とその再構築にあることに私たちは気づき始めているのではあるまいか。

註

- (1) 本文中のNGO条約に関しては、The NGO Alternative Treatiesと地球環境と大気汚染を考える全国会議（CASA）の以下のサイトを参考にしている。
<http://habitat.igc.org/treaties/>
<http://www.bnet.jp/casa/reference/ngo/ngo-index.htm>
- (2) 本文中の文化多様性条約に関しては、以下のサイトを参考にしている。
<http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf>
<http://www.unesco.jp/meguro/shortnews/221/221-1.html>
<http://shinsho.shueisha.co.jp/column/campus2/060925/index.html>

参考文献

- ・天笠啓祐（2009）『生物多様性と食・農』緑風出版。
- ・上村雄彦（2009）『グローバル・タックスの可能性—持続可能な福祉社会のガバナンスをめざして』ミネルヴァ書房。
- ・エマニュエル・トッド（2010）『自由貿易は、民主主義を滅ぼす』石崎晴己訳、藤原書店。
- ・「環境・持続社会」研究センター編（2010）『カーボン・レジーム 地球温暖化と国際攻防』株式会社オルタナ。
- ・杉山昌広・杉山大志（2010）「生物多様性条約COP10における気候工学（ジオエンジニアリング）に関する交渉ポイント」電力中央研究所社会経済研究所デイス

カッションペーパー (SERC100008)。

- ・ D. ディクソン (1988) 『戦後アメリカと科学政策』 里深文彦監訳、同文館。
- ・ 古沢広祐 (1995) 『地球文明ビジョン』 日本放送出版協会。
- ・ UNDP (1999) 『グローバリゼーションと人間開発』 国際協力出版会。